

民間投資促進特区(IT産業版)による優遇制度について(大崎市版)

●民間投資促進特区による優遇制度とは？

集積業種の事業者が、

(P2 集積業種(優遇制度対象業種) 参照)

復興産業集積区域において

(P3 優遇税制の適用を受けられる区域(復興産業集積区域) 参照)

復興に貢献する事業に係る**新規投資を行う場合**や、**被災者雇用を行っている場合**

パート・アルバイト含む

被災者雇用とは？

- ・H23.3.11 時点で特定被災区域内(宮城県の場合、全県)の事業所で勤務していた者
 - ・H23.3.11 時点で特定被災区域内(宮城県の場合、全県)に居住していた者
- を雇用する(している)こと

税制の特例を受けることができます。

(P4 民間投資促進特区における優遇制度(大崎市版) 参照)

●民間投資促進特区による優遇制度(税制の特例)を受けるには？

県税は、市の指定後に
新・増設された資産が対象

税制の特例を受けるには、**大崎市の指定等を受けることが必要**です。

(P5 特例を受けるには 参照)

集積業種（優遇制度対象業種）

下記の集積業種に係る事業を営む事業者が対象となります。

■ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業

39情報サービス業

■インターネット付随サービス業

40インターネット付随サービス業

■コールセンター

- ①顧客からの依頼を受け、電気通信設備（電気通信事業法（昭和59年法律86号）第2条第1号に規定する電気通信をいう。）を用いて、専任のオペレータが、集約的に顧客サービス等の業務を行うコールセンター（929他に分類されない事業サービス業）
- ②電気通信設備（電気通信事業法（昭和59年法律86号）第2条第1号に規定する電気通信をいう。）を用いて、専任のオペレータが、集約的に顧客サービス等の業務を行うコールセンター（37通信業、40インターネット付随サービス業、61無店舗小売業、62銀行業、63共同組織金融業、64貸金業、クレジットカード業等非預金信用機関、66補助的金融業等、67保険業、95債権管理回収業）

■BPOオフィス

- ①顧客からの委託を受けて、人事、総務又は会計などの事務管理部門やカスタマーサービス部門の事務処理又はデータ処理に係る業務について、コンピュータ等の情報技術を用いて、付加的な価値を提供するBPOオフィス（929他に分類されない事業サービス業）
- ②人事、総務又は会計などの事務管理部門やカスタマーサービス部門の事務処理又はデータ処理に係る業務について、コンピュータ等の情報技術を用いて、付加的な価値を提供するBPOオフィス（37通信業、39情報サービス業、40インターネット付随サービス業、64貸金業、クレジットカード等非預金信用機関、67保険業）

■データセンター

通信回線及びコンピュータ等の情報技術を用いて顧客の提供データを集約的に管理し、付加的な価値を提供するデータセンター（37通信業、39情報サービス業）

※日本標準産業分類による分類

優遇税制の適用を受けられる区域(復興産業集積区域)

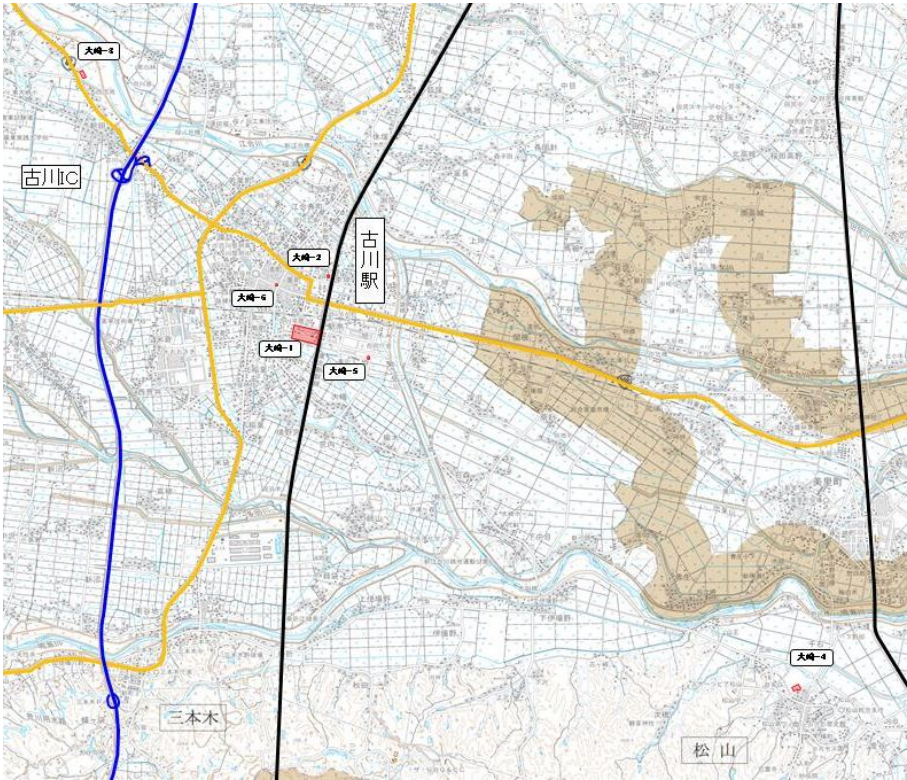
●復興産業集積区域とは

(定義) 復興推進計画の目標を達成するために産業集積の形成及び活性化の取組を推進すべき区域

■区域一覧

区域番号	所在地番
1	大崎市古川中里6丁目152-1,152-3,167-1,185-1,311-1,311-5,601
2	大崎市古川幸町1丁目148-1,149-2
3	大崎市古川清水字新田68-6,68-17,68-18
4	大崎市松山千石字鶴田115-1
5	大崎市古川旭4丁目3-15,3-16
6	大崎市古川十日町25-1,26-1

※赤色の塗りつぶし部分が復興産業集積区域



※平成24年6月12日現在

民間投資促進特区における優遇制度(大崎市版)

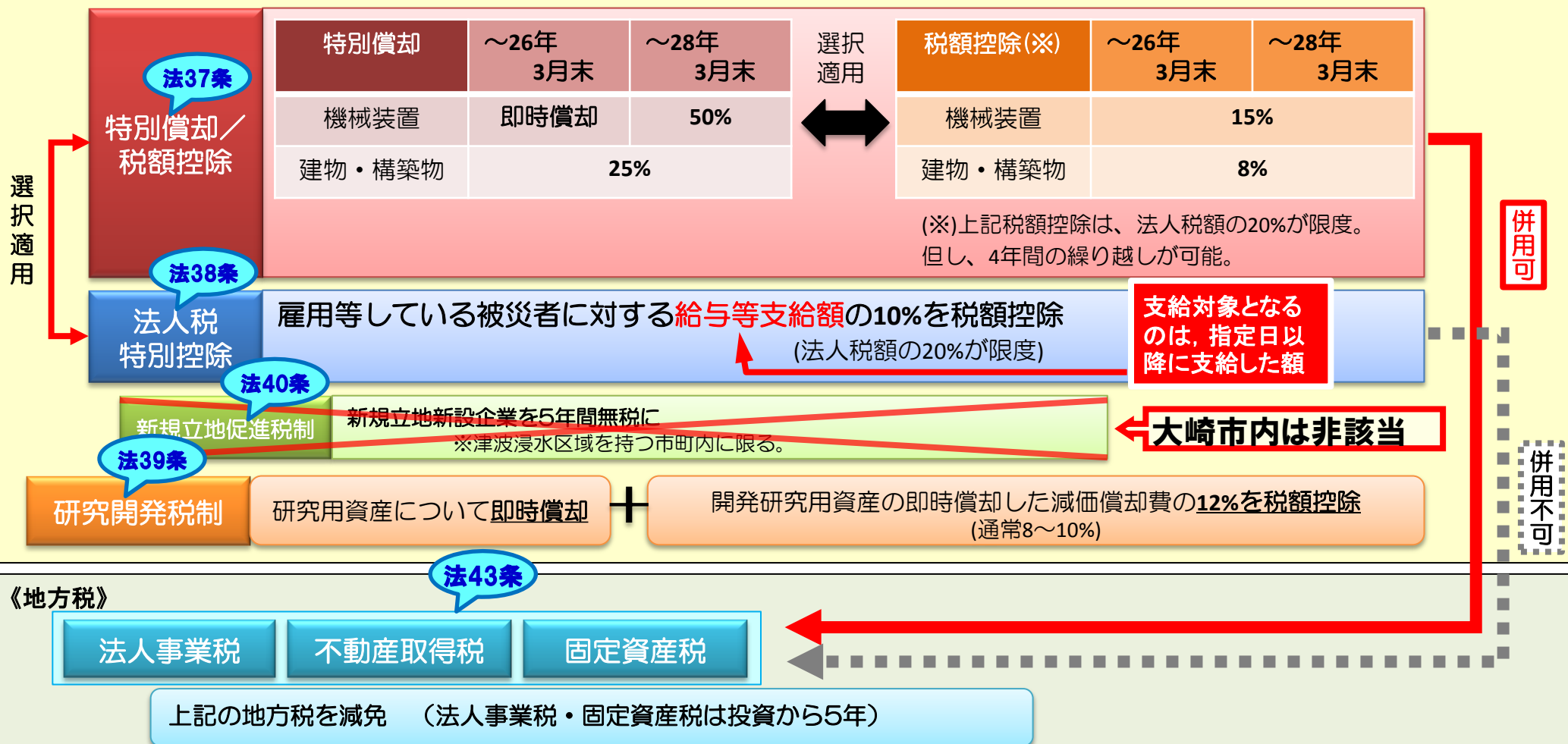
税制上の支援措置

(~28年3月末)

復興産業集積区域内において、雇用に大きな被害が生じた地域の雇用創出に寄与する新規立地や増設、被災者を雇用する企業については、以下の税制上の特例措置が受けられます。

《国税》

※対象設備等の詳細は、国税庁のHPをご覧ください(<http://www.nta.go.jp/sonota/sonota/osirase/data/h23/jishin/tokurei/zeikin.htm>)



特例を受けるには

特例を受けるためには、大崎市からの指定等を受けるための指定申請が必要となります。

※提出先は 大崎市役所 東庁舎2階 商工振興課

①指定申請書の作成・提出

特 例		特別償却・税額控除 (法第37条)	被災者雇用の特別控除 (法第38条)	研究開発税制 (法第39条)
様式	申請書	第2の4	第3の4	第4の4
	計画書	第2の4(別紙)	第3の4(別紙)	第4の4(別紙)
	宣言書	第2の5	第3の5	第4の5

②指定申請書の受理・審査

〈添付書類〉(法人の方)定款及び登記事項証明書、(個人の方)住民票抄本
その他関係書類 平面図(建物配置図, 建物平面図, 設備配置計画図等)

※要件を満たさない場合

③指定書の交付

③'指定しない旨の通知

※申請書受理後1ヶ月以内に処理します

公示

公表

※インターネット等

④事業の実施状況報告書の作成・提出

※事業年度終了後1ヶ月以内に大崎市に提出

特 例		特別償却・税額控除 (法第37条)	被災者雇用の特別控除 (法第38条)	研究開発税制 (法第39条)
様式		第2の1	第3の1	第4の1

⑤実施状況報告書の受理・審査

※要件を満たさない場合

⑥認定書の交付

⑥'認定しない旨の通知

※報告書受理後1ヶ月以内に処理します

⑦各種特例の適用(申告)

⑦'課税免除申請

※法第37条, 第39条による指定の場合のみ可能